



島 根 県 報

平成21年 5 月 29 日 (金)

号外 第 116 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県漁業調整規則の一部を改正する規則

(水 産 課) 2

公布された条例等のあらまし

◇島根県漁業調整規則の一部を改正する規則（規則第60号）

1 規則の概要

- (1) 県内に住所を有しない者が、小型定置漁業に関し、島根県知事に申請又は届出をする場合には、その住所地を所轄する都道府県知事の副申書を添付しなければならないこととした。（第3条関係）
- (2) 鳥取県知事の小型機船底びき網漁業の許可を受けた者で鳥取県内に住所を有するものが、中海及び境水道のうち境水道大橋東端の線以西の海域（以下「対象海域」という。）において当該漁業を操業する場合には、鳥取県知事の定めるところにより許可番号を船舶に表示することにより、当該船舶を当該漁業に使用することができることとした。（第13条関係）
- (3) 中海における漁業に係る火船の集魚灯の光力制限に関する規定を削除することとした。（第42条関係）
- (4) 対象海域における漁業の操業に関して鳥取県知事の許可を受けている者に対する漁業の許可、一定の水産動物の採捕の禁止期間、漁具規制及び集魚灯の光力制限の適用除外に関する規定を削除することとした。（附則第3項・第4項関係）
- (5) 所要の経過措置
 - ア この規則の施行の際、現に鳥取県知事から対象海域における漁業の許可を受けている者については、当該許可が効力を有する間、対象海域において当該許可に係る漁業の操業を行う場合に限り、当該漁業に係る島根県知事の許可を要しないこととした。
 - イ この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとした。
- (6) その他規定の整理

2 施行期日

平成21年6月19日から施行することとした。

規

則

島根県漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年5月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第60号

島根県漁業調整規則の一部を改正する規則

島根県漁業調整規則（昭和40年島根県規則第53号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第7条第1号、第2号、第5号、第9号、第10号、第15号及び第16号」を「第7条第1号、第2号、第5号、第9号から第11号まで、第15号及び第16号」に改める。

第7条第4号中「中海」の次に「（松江市美保関町去ルガ鼻東端と鳥取県境港市外江町米子屋鼻埋立地に設置された干拓記念碑を結んだ線、松江市竹矢町地内塩楯島東端から正南北の線及び陸岸とによって囲まれた海域をいう。以下同じ。）」を加える。

第13条第1項に次のただし書を加える。

ただし、鳥取県知事の小型機船底びき網漁業の許可を受けた者で鳥取県内に住所を有するものが、中海及び境水道（鳥取県境港市境港防波堤東端から正北の線、松江市美保関町去ルガ鼻東端と鳥取県境港市外江町米子屋鼻埋立地に設置された干拓記念碑を結んだ線及び陸岸とによって囲まれた海域をいう。以下同じ。）のうち境水道大橋東端の線以西の海域において当該漁業を操業する場合には、鳥取県知事の定めるところにより当該漁業の許可に係る許可番号を表示することにより、当該船舶を当該漁業に使用することができる。

第40条中「（松江市美保関町去ルガ鼻東端と鳥取県境港市米子屋鼻埋立地に設置された干拓記念碑を結んだ線、松江市竹矢町地内塩楯島東端から正南北の線及び陸岸とによって囲まれた海域をいう。以下同じ。）」及び「（鳥取県境港市境港防波堤東端から正北の線、松江市美保関町去ルガ鼻東端と鳥取県境港市米子屋鼻埋立地に設置された干拓記念碑を結んだ線及び陸岸とによって囲まれた海域をいう。以下同じ。）」を削る。

第42条第2項を削る。

附則中第3項及び第4項を削り、第5項を第3項とし、第6項から第18項までを2項ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成21年6月19日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、現に漁業法（昭和24年法律第267号）第65条及び水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第4条の規定に基づく鳥取県知事の漁業の許可（漁業法第66条第1項の規定によるものを除く。）であって、中海（松江市美保関町去ルガ鼻東端と鳥取県境港市外江町米子屋鼻埋立地に設置された干拓記念碑を結んだ線、松江市竹矢町地内塩楯島東端から正南北の線及び陸岸とによって囲まれた海域をいう。）及び境水道（鳥取県境港市境港防波堤東端から正北の線、松江市美保関町去ルガ鼻東端と鳥取県境港市外江町米子屋鼻埋立地に設置された干拓記念碑を結んだ線及び陸岸とによって囲まれた海域をいう。）のうち境水道大橋東端の線以西の海域（以下この項において「対象海域」という。）において操業する漁業に係るものを受けている者（この規則の施行の日以後に鳥取県規則に基づき当該者の地位を承継した者を含む。以下この項において「対象者」という。）については、当該許可が効力を有する間、対象者が当該許可に係る漁業の操業を対象海域において行う場合に限り、この規則による改正後の島根県漁業調整規則第7条の規定は、適用しない。
- 3 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。